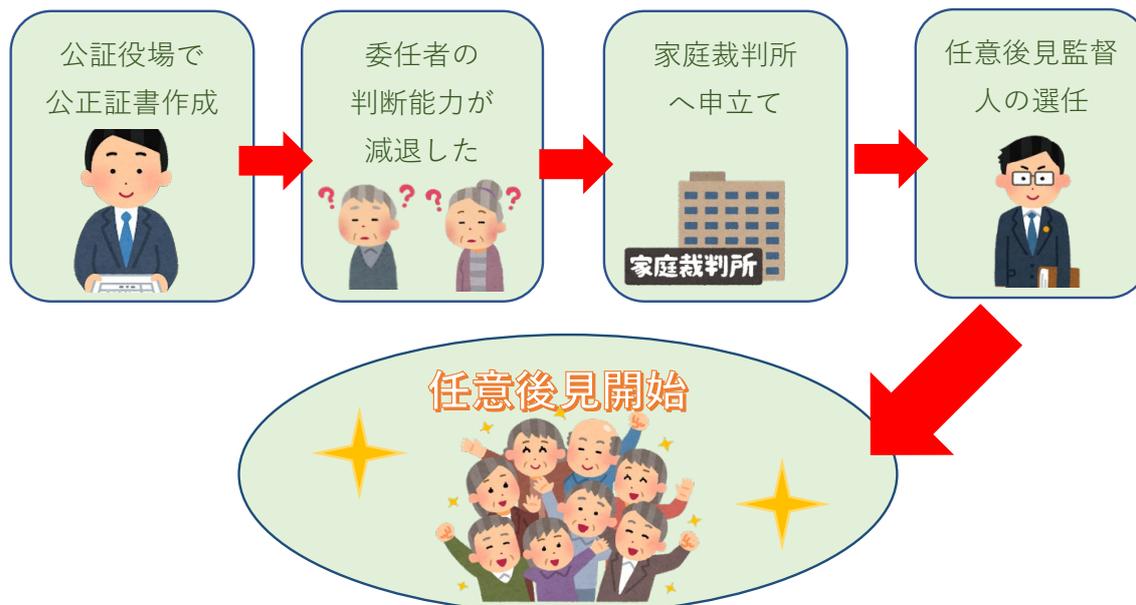


任意後見公正証書作成後の流れ

※任意後見契約公正証書を作成しただけでは任意後見開始となりません！



※任意後見契約公正証書作成後の任意後見開始は**家庭裁判所での手続き（任意後見監督人選任の申立て）**が必要です。

家庭裁判所に申立てができる人は？

本人，配偶者，四親等内の親族，任意後見受任者です。

どこの家庭裁判所に申し立てればいいのか？

本人（任意後見契約の本人：委任者）の住民票上の住所を管轄する家庭裁判所です。

家庭裁判所への申立に必要なものは？

委任者の診断書（家庭裁判所が定める書式のもの）が必要となります。

他に任意後見契約公正証書写し，申立人の戸籍謄本，本人の戸籍謄本・住民票又は戸籍の附票，登記事項証明書，申立の手数料等が必要となります。

家庭裁判所への申立費用は？

申立費用は印紙代800円と各裁判所所定の郵券，登記手数料1400円が必要です。

任意後見監督人はどのような人になるの？

親族・知人，弁護士等法律実務家，社会福祉士等の福祉専門職の方々などから家庭裁判所が選任します。

任意後見監督人の報酬は？

任意後見監督人の月額報酬相場は月額1万円～3万円とされています。

この報酬金額は、本人の財産状況などをふまえ、家庭裁判所が決定します。

登記事項証明書とは？

任意後見人が取引の相手方に対して、自己の権限を証明する書面です。本人及び任意後見人の住所・氏名，代理権の範囲などが記載されています。

東京法務局民事行政部後見登録課又は他の法務局・地方法務局の戸籍課に申請して交付を受けることができます。

※詳しくは管轄の家庭裁判所にお問い合わせください。

申立てをする裁判所（管轄区域）一覧

本人（後見等の援助を必要とされている方）や未成年者の住所地（原則として、本人が住民登録している場所）により申立てをする裁判所が決まります。

分からないことがありましたら、申立てをする裁判所にお問合せください。

申立てをする裁判所	管轄区域（本人の住所地）
さいたま家庭裁判所（本庁） さいたま市浦和区高砂 3-16-45 TEL048-863-8816	さいたま市 蕨市 戸田市 志木市 和光市 新座市 川口市 鴻巣市 上尾市 北本市 蓮田市 朝霞市 桶川市 （北足立郡）伊奈町
さいたま家庭裁判所越谷支部 越谷市東越谷9-2-8 TEL048-910-0123	越谷市 春日部市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市 （北葛飾郡）杉戸町 松伏町
さいたま家庭裁判所久喜出張所 久喜市久喜東1-15-3 TEL0480-21-0157	久喜市 加須市 幸手市 白岡市 （南埼玉郡）宮代町
さいたま家庭裁判所川越支部 川越市宮下町2-1-3 TEL049-273-3041	川越市 富士見市 ふじみ野市 坂戸市 鶴ヶ島市 所沢市 狭山市 入間市 （入間郡）三芳町 （比企郡）川島町
さいたま家庭裁判所飯能出張所 飯能市大字双柳371 TEL042-972-2342	飯能市 日高市 （比企郡）鳩山町 （入間郡）越生町 毛呂山町
さいたま家庭裁判所熊谷支部 熊谷市宮町1-68 TEL048-500-3113	熊谷市 行田市 東松山市 羽生市 深谷市 本庄市 （大里郡）寄居町 （児玉郡）神川町 上里町 美里町 （比企郡）滑川町 嵐山町 小川町 吉見町 ときがわ町 （秩父郡）東秩父村
さいたま家庭裁判所秩父支部 秩父市上町2-9-12 TEL0494-22-0226	秩父市 （秩父郡）横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町